

◎請求書、申立書、戸籍等の提出書類について（主なもの）

提出書類	前回受給者（ケース①）		前回受給者以外	
	配偶者以外	配偶者	前回受給者と 同順位者 （ケース②）	前回受給者が 先順位者 （ケース③）
請求書 （様式１）	○【必須】 戦没者等や請求者、国債の償還希望支払場所を記入する。			
現況申立書 （様式２）	○【必須】 戦没者等の死亡時点における遺族（子など）について、氏名や続柄、状況（死亡など）を記入する。			
令和７年４月１日 現在の請求者の戸籍抄本	○【必須】 基準日において、生存していること、離縁により戦没者等との親族関係が終了していないか等を確認するため。			
戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍			○ 請求者と戦没者等の続柄を把握し、支給順位を確認するため。	
先順位者がいないことを証する戸籍				○
戦没者等の死亡時から令和７年３月３１日の間の請求者の戸籍		○ （※１）		△ （※２）
特別弔慰金失権事由非該当申立書 （様式３・４）		○		

※ 様式は、窓口に備え付けています。

※ 相続人請求の場合の戸籍書類は、「請求者」を「被相続人（受給権者）」と読み替えます。

（※１） 前回の基準日（令和２年４月１日）から令和７年３月３１日の間の配偶者の戸籍

（※２） 第３～６順位の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹が請求するとき